

障害児者福祉のしおり2026

改正のポイント

和歌山県 福祉保健部

福祉保健政策局 障害福祉課

障害児者福祉のしおりは、障害のある人の社会参加の一助とするため、障害のある人に関する福祉制度の概要をまとめたものです。

掲載されている施策の内容、手当額や自己負担額などは、令和8年（2026年）4月1日現在のものです。

それぞれの制度の詳細につきましては、関係の各機関にお問い合わせください。

1 各種相談窓口

【障害福祉に関する行政相談窓口】

(2) 市福祉事務所 町村福祉係 (2頁)

和歌山市福祉事務所の連絡先に、業務別の電話番号を追加しました。

施策・給付グループ

TEL 073-435-1060 FAX 073-431-2840

指定審査・認定調査グループ

TEL 073-435-1360 FAX 073-431-2840

(25) 身体障害者補助犬に関する相談 (18頁)

身体障害者補助犬に関する相談窓口を追加しました。

【補助犬同伴や使用に関する苦情・お問い合わせ】

和歌山市にお住まいの方 和歌山市障害者支援課

TEL 073-435-1060 FAX 073-431-2840

和歌山市以外の地域にお住まいの方 県庁障害福祉課 在宅福祉班

TEL 073-441-2514 FAX 073-432-5567



2 障害児者に関する制度やサービス

(2) 年金・手当等

各種年金・手当等において、年金額・支給額が改正されました。

● 障害基礎年金（国民年金保険）（21頁）

【1級】 1,020,000円（年額） ▶ 1,039,625円（年額）

※昭和31年4月1日以前に生まれた方 1,017,125円 ▶ 1,036,625円

【2級】 816,000円（年額） ▶ 831,700円（年額）

※昭和31年4月1日以前に生まれた方 813,700円 ▶ 829,300円

子の加算 第1子、第2子 各234,800円（年額） ▶ 各239,300円（年額）

第3子以降 各 78,300円（年額） ▶ 各 79,800円（年額）

● 障害厚生年金（厚生年金保険）（22頁）

【1級】 配偶者の加給年金額 234,800円 ▶ 239,000円

【2級】 配偶者の加給年金額 234,800円 ▶ 239,000円

【3級】 報酬比例の年金額 最低保障額：612,000円 ▶ 623,800円

※昭和31年4月1日以前に生まれた方 610,300円 ▶ 622,000円

2 障害児者に関する制度やサービス

(2) 年金・手当等

各種年金・手当等において、年金額・支給額が改正されました。

● 特別障害給付金 (22頁)

【障害基礎年金 1 級相当に該当する方】 基本月額 55,350円 ▶ 56,850円

【障害基礎年金 2 級相当に該当する方】 基本月額 44,280円 ▶ 45,480円

● 特別障害者手当 (23頁)

月額 29,590円 ▶ 30,450円

● 障害児福祉手当 (24頁)

月額 16,100円 ▶ 16,560円

● 特別児童扶養手当 (24頁)

【1 級】 月額 56,800円 ▶ 月額 58,450円

【2 級】 月額 37,830円 ▶ 月額 38,930円

● 児童扶養手当 (25頁)

【児童一人の場合】 月額 46,690円～11,010円 ▶ 月額 48,050円～11,340円

【以下、一人増す毎に】 月額 11,030円～5,520円 ▶ 月額 11,350円～5,680円加算

2 障害児者に関する制度やサービス

(9) 税の減免等

- **所得税の医療費控除**（44頁）

「医療費控除の例：おむつ代に係る費用」において、必要書類の一つである「主治医意見書の写し」の発行年に関する条件を変更しました。

4年以内に発行されたもの

▶ おむつを使用した当該年、その前年又はその前々年に発行されたもの

- **身体障害者用物品の非課税**（44頁）

非課税対象物品の「眼鏡」について、「弱視眼鏡及び遮光眼鏡に限る」旨を追記しました。


眼鏡 ▶ 眼鏡（弱視眼鏡及び遮光眼鏡に限る）

2 障害児者に関する制度やサービス

(9) 税の減免等

- 国税に関する質問・ご相談 (46頁)

国税庁LINE公式アカウントを追加しました。

国税相談専用ダイヤル	0570-00-5901 (全国一律料金) 受付時間 平日8:30~17:00 (土日祝日及び12月29日~1月3日を除く)
LINE (国税庁LINE公式アカウント)	右のコードをスマホ等で開くと、LINE友達登録ができます。 税務相談チャットボットではAI(人工知能)を活用して24時間自動で回答を表示します。 

2 障害児者に関する制度やサービス

(12) 公的機関の各種制度・取り組み

● ヘルプマーク・ヘルプカード（52頁）

ヘルプマークの配布場所に、「新宮市、九度山町」を追加しました。



ヘルプマークとは	内部障害や難病の方、義足や人工関節を使用している方、妊娠初期の方など、外見では障害等があることが分からない方が、周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせるためのマーク。 証明書類等の提示は不要だが「ヘルプマーク申込書」の記入が必要で、配布は一人につき1個のみ。
配布場所	<ul style="list-style-type: none">・ 県庁障害福祉課・ 各振興局健康福祉部（串本支所）・ 県障害児者サポートセンター・ 県難病・こども保健相談支援センター・ 一部の市町村障害福祉窓口（令和8年4月1日現在） 和歌山市（障害者支援課・保健対策課）、海南市、有田市、御坊市、田辺市、 新宮市 、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、 九度山町 、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町

2 障害児者に関する制度やサービス

(12) 公的機関の各種制度・取り組み

● 和歌山県障害者等用駐車区画利用証（56,57頁）

「妊産婦・保護者」区分の「交付要件・有効期間」を延長しました。

区分		交付要件	必要書類等	有効期間
妊産婦	単胎児	妊娠7か月～産後3か月	母子健康手帳及び本人確認書類（自動車運転免許証、保険証等）	妊娠7か月～産後3か月
	多胎児	妊娠6か月～産後18か月		妊娠6か月～産後18か月



区分		交付要件	必要書類等	有効期間
妊産婦・ <u>保護者</u>	単胎児	妊娠7か月～ <u>産後12か月の妊産婦又は子の保護者</u>	母子健康手帳及び本人確認書類（自動車運転免許証、 <u>マイナンバーカード</u> 等）、 <u>出産後は子の年齢が確認できる書類</u>	妊娠7か月～ <u>産後12か月</u>
	多胎児	妊娠6か月～ <u>産後36か月の妊産婦又は子の保護者</u>		妊娠6か月～ <u>産後36か月</u>

2 障害児者に関する制度やサービス

(12) 公的機関の各種制度・取り組み

- 災害に備えて（60頁）

各種ツールに「耳で聴くハザードマップ」を追加しました。

視覚に障害のある方や小さな文字が見えにくいご高齢の方などが平時から災害のリスク等を認識し、早めの避難につなげていただけるよう、スマートフォンで聴ける「耳で聴くハザードマップ」を導入しました。



◀ 「Uni-Voice Blind」アプリを
インストール（無料）して使ってみましょう！

